

<福祉用具購入に必要な手続き>

対象となる福祉用具

- | | |
|------------------|----------------|
| ○腰掛便座 | ○簡易浴槽 |
| ○入浴補助用具 | ○移動用リフトのつり具の部分 |
| ○自動排泄処理装置の交換可能部品 | ○排泄予測支援機器 |

〈R6.4月から追加〉

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

申請に必要な書類

① 介護保険 居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書

※記入漏れがないか、押印はできているかを確認してください。特に、支給口座の金融機関名・口座番号・口座名義人などは、はっきりと書いてください。

※支給する口座の名義人が本人と異なる場合は、委任状欄に署名・捺印をしてください。

② 領収書の原本

※窓口では、原本を提示してください。必要な方は、こちらでコピーを取って、原本をお返しします。

③ カタログ等の写し

※金額の分かるものを添付してください。

④ ケアプラン(居宅介護・支援サービス計画書)

※支援計画に、購入する用具について記載してください。

※同意日及び署名欄の確認を行いますので、同意を得た後のケアプラン(写し)の添付をお願いします。

購入費の支給について

○償還払い(申請月の2か月後月末に支給)

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度に10万円を上限(ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割は差し引かれます)に購入費が支給されます。

注意事項

・都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

・福祉用具購入後、使用実績がないと支給できません。

・同一種目の購入は年度をまたいても原則1回限りです。

※ただし、該当福祉用具の用途・機能が大きく異なり、町が必要と認めるときは再度購入することができます。再購入の希望があれば、担当までご相談ください。

【担当・問い合わせ先】

多度津町高齢者保険課 介護保険係

TEL 0877-33-4488